



226号

理事長からのことば

暑さ寒さも彼岸までと言いますが、突然雪が降りました。幸いにも雨に変わり、暖かさもあったのか、午後には積もっていた雪も消えました。桜もまもなく咲きそうです。選抜高校野球も始まりました。やはり春ですね。心躍る季節がやってきます。

さて、訪問介護事業所の苦境は先月お話ししましたが、今月もその続きです。

2024年度の介護報酬のマイナス改定で、立ち行かなくなつた訪問介護事業所が相次いで廃業の憂き目にあっています。訪問介護員を正規職員で雇用できず、パートの登録ヘルパーしかいないという事業所もあります。そのような不安定な身分で働いてくれるのは、介護施設等の現役をいったん退いた高齢者が多く、若い人は働いてくれません。

いくら待遇改善加算の加算率を上げても、月の総収入が減っていれば算定額も減るので、給与改善原資を待遇改善加算に頼っている事業所は、昇給もままならないで、訪問介護員は不安定な職業＝底辺職員としてのイメージが広がっています。そのため介護職員初任者研修を行っても受講者が集まりません。

このように訪問介護員の成り手が減り、かつ実務についている訪問介護員の高年齢化も進んでいることから、70代の利用者よりも担当している訪問介護員の方が年齢が高いということも見られます。しかしこうした高齢の方がいつまでも働き続けるわけにはいかないので、訪問介護事業所は絶滅危惧種といつていよいしょ。先月お知らせしたとおり、顧客あってサービスなしといった訪問介護の真空地帯も生じています。

こうした中、厚生労働省は2月5日付で「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の実施について」の通知を出し、今年度の補正予算を裏付けにした支援策を発表しました。90億円を投じて訪問介護員の確保に向けた広報や研修体制の整備を後押しするというものです。

具体的には、複数の小規模な事業者が連携し、人材確保や経営改善を図る協働化・大規模化の取り組みに最大で200万円の補助を行うなどのほか、人材確保の広報に最大で30万円の補助を行う内容が示されている。人材や利用者の確保に向けたホームページの開設・改修・広報宣材（リーフレット・チラシ等）の作

成や印刷などに充てる経費として、1事業所当たり最大30万円を補助する。ホームヘルパーの研修の受講やキャリアアップの仕組み作りに充てる経費として、1事業所当たり最大10万円を補助するというものです。

これを見て、厚労省の官僚は頭は良いのかもしれないけれどここまで現状を分かっていないのかと悲しくなりました。

訪問介護員の絶対数が増えない中で、広報をいくら充実させても意味がない、訪問介護員自体を増やすなければならないのです。儲かるのはホームページ作成会社だけです。

そのため一番効果があるのは、介護報酬を上げることです。元の報酬単価か、それ以上にするしかありません。マイナス改定という自分たちの施策の誤りを認めたくないために、無駄な施策を新たに始めようとしていると思いません。

ついでに言うならば、初任者研修等を受けなければ、訪問介護員になれないという資格要件も見直すべきです。受講料を払って講義中に寝ていても取れるのが初任者研修です。資格によってスキルが上がるとはどうしても思えません。小規模多機能居宅介護事業所の訪問サービスには資格要件はありません。施設の介護職員にも資格要件はありません。各事業所が持っている育成プログラムを受講すれば十分のはずです。この資格要件を外すだけでも希望者は増えると思うのですが……。

3～4月の行事



3/21に避難訓練を行いました。

デイサービスでは、春の制作やおやつ工房、さまざまなゲームレクリエーションが行われました。

特養では、お茶会やお誕生日会等のレクリエーションが行われました。

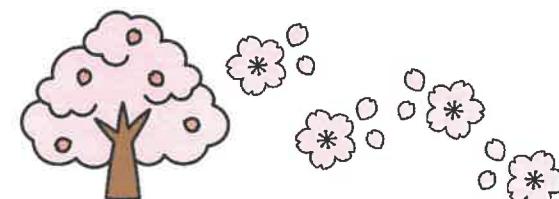
4～5月の予定



4/15にご入所者様の健康診断を行う予定になっております。

4/8は開設記念日・春の行事食として
桜ちらし／すまし汁／春野菜のかき揚げ／筑前煮／菜の花の辛子味噌和え
を召し上がっていただく予定になっております。

特養、デイサービスとともにさまざまなレクリエーションを企画しております。



←ひなまつりの
行事食

おひな様



**HAPPY
BIRTHDAY**



お茶会

